

平成28年4月1日「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 |が施行されました

## 交通ルール・マナーの向上

自転車は車両です。ルール・マナーを守って自転 車を安全・適正に利用しましょう。

- ・自転車は車道の左側を走行
- ・歩道は歩行者優先
- ・交差点での一時停止と安全確認
- ・信号を守る
- ・夜間はライトを点灯



# 高齢者ヘルメット着用

65歳以上の高齢者が自転車に乗車するときは、 ヘルメットを着用し、自分の身を守りましょう。 ヘルメットは自転車で転倒したときに頭を守っ てくれます。

※13歳未満の児童、幼児が自転車に乗車 するときは、道路交通法により保護者がへ ルメットをかぶらせるよう努めなければな りません。

### 交通安全教育の充実

児童・生徒に対する交通安全教育の指導強化や 家庭、職場における交通安全教育の実施に努め ましょう。

#### 自転車の点検及び整備

反射器材の装着、タイヤの空気圧やブレーキの効 き等の自己点検のほか、異常を感じた際には、販売 業者の点検整備を受けましょう。

#### 自転車保険の加入義務化



自転車利用者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減と、被害者 の保護を図るため、自転車損害賠償保険の加入が義務化されました。 (平成28年7月1日施行)

自転車事故の加害者に

# 521万円

の支払いを命じた高額賠償事例(神戸地裁平成25年7月判決)もあります。

大阪府では自転車保険に加入しなければなりません

大阪府警察

内容に関するお問い合わせ

大阪府自転車条例総合窓口 TEL 06-6944-6736

自転車の保険に関するお問い合わせ 各保険会社まで